

## 家庭裁判所委員会議事概要

### 第1 日時

平成25年7月19日（金）午後3時00分から午後5時00分まで

### 第2 場所

東京家庭裁判所立川支部大会議室

### 第3 出席委員（五十音順）

青山善充，秋吉仁美，小川正持，各務美奈子，嶋原文雄，澄川洋子，竹内景子，  
楯香津美，田辺泰弘，原幹生，水野あゆ子，三矢恵子，宮嶋芳弘，村田珠美

### 第4 議事

#### 1 立川支部の利便性について

##### (1) テーマ選択について

（委員長）

前回の委員会において，東京家庭裁判所本庁の庁舎の利便性をテーマとして庁舎見学を行い，貴重な御意見をいただいたところであるが，今回は，立川支部庁舎の利便性について，各委員から御意見を伺いたく，テーマとさせていただきます。前回と同様に，裁判所を利用される方々の目線で，立川支部の施設や案内表示等について率直な意見をいただきたいと思います。

##### (2) 庁舎見学

立川支部庁舎の施設及び案内表示についての見学会を行った。

##### (3) 意見交換

（委員長）

実際の庁舎見学を踏まえて，何かお気づきの点もあると思うので，御意見いただき，いろいろと検討させていただきたい。

（委員）

待合室について，かなりオープンであるという印象があり，前回の本庁で

の見学会でも気になったが、一般の方が来たときに、座っていて落ち着かないのではないかと少し気になった。

別の待合室では、向かい合う形で座る部屋もあったが、もし全然知らない方同士であれば、何となく居心地が悪いのかなということを感じた。

また、「長時間待っていらっしゃる方は書記官室にお越してください」という案内が幾つか貼ってあったのを見たが、長時間というのは、一体どれぐらいをもって長時間といっているのか。例えば10分、15分遅れても、人によっては長時間と感じて、いつになったら自分が呼ばれるんだらうと、心配になると思われるし、表現が曖昧だったので、それも気になった。

最後に、授乳室について、授乳室を設けられているのはよいと思うが、授乳する母親は、かなりの大荷物を持って来庁すると思うので、荷物置き場とか、何かかけられるようなフックとか、哺乳瓶をちょっと洗ったりするのに、タオルとか手をアルコール消毒できるものとか、ちょっとしたものが置いてあると親切だと思った。

(委員長)

長時間というのは、どのぐらいの時間で、どういう場合のことをいうのか。

(説明者)

調停では、最初の手続説明などで、当事者双方の了解があれば、同席してもらうが、そのほか、第1回目などでは、申立人からの事情、相手方からの事情を各自別々に伺うということがあり、その場合には、それぞれ20分から30分というような、ある程度の時間を設けて聞くということがある。

その際には、あらかじめ調停委員から、申立人側から事情を聞くので、相手方の方は待合室で、何分ぐらい待ってほしい旨の一応の目安を伝えるようにしているが、その時間を過ぎて呼ばれていなければ、遠慮なくお声掛けくださいということになるかと思う。

(委員)

設備自体は、新しくて、きれいだと思った。

多摩支部の弁護士からの要望として、後見開始の審判申立ての際に、予約した時間から1時間以上待たされるケースが頻発していると聞いている。できれば、予約しているので、時間どおりに面接していただきたいということであるが、実際はどうか。もしあるとしたら、裁判所としてどういう対策を考えているのか、その2つについて聞きたい。

(説明者)

受付の関係では、書記官室でも問題意識を持って取り組んでおり、余りお待たせしないように、書類とか手続の関係を分かりやすく整備して御案内ができるようにしている。しかし、どうしても当事者への説明などで時間がかかってしまい、次の方を待たせてしまう事態はあるかもしれないが、1時間以上お待ちいただくのが頻発しているという実情は把握していなかった。

(委員)

私が経験したわけではないので詳細はわからないが、1時間以上待たされるケースが頻発しているということであるので、これが実情とすればかなり問題なので、家庭裁判所として実態調査の上、次回の委員会で報告していただきたい。

(説明者)

実情を確認しておきたい。

(委員)

待合室について、8階の待合室は2つしかないのですが、申立人、相手方ということで迷うことはないが、7階は構造上、小さな待合室が4つあって、それぞれ2部屋ずつあるので私も一度迷ったことがある。当事者の方と、申立人待合室とって待ち合わせたら、違う申立人待合室で待っていたためにその方を探したことがあったので、分かりにくい感じを受ける。呼び出しのときであるとか、次回どちらで待っていてくださいと説明する時に、分かりや

すく説明してもらいたい。

それから、立川支部は、広々していいが、非常に見通しがいいために、逆に出入口が分かりやすい。外に出ても一本道なので、例えばDV事件など、住所を秘匿している事件で、後をつけられるのではないかなどの不安に思っている方に対しては、すごく気を使っている。何かそういうときに、いい方法があればと思っているが、これは地理的な問題なので、どうしようもないのかなとも思っている。場合によっては、警察の協力を得るなどの方法も考えたいが、裁判所での配慮などを教えていただきたい。

(説明者)

待合室の関係では、調停担当者に対し、分かりやすい指示の説明をするよう改めて徹底するなどして、分かりやすい場所で待っていただくということを心がけたい。

DV事件の関係では、裁判所としても非常に大きな問題だと思っており、裁判所の中で、二次被害に遭われるということのないように、常に心がけていて、顔を合わせないような配慮をしている。

また、代理人や当事者の方から、具体的に心配されている点をお伝えいただいた場合には、それに配慮した対応もできる限り行うようにしている。なお、重ねて職員等には注意喚起しておきたい。

(委員)

建築の専門家としての目線で厳しく見させてもらった。ここは本当に広くて、明るくて、清潔感があるが、全体の印象としては、ちょっと無機質過ぎると感じている。家庭裁判所は、やはり人を対象にした、人の集まる場所なので、もう少し色彩があるほうがいいかなという印象を受けた。

また、サイン計画も各階の色彩計画が余りに統一され過ぎていて、一体自分は今何階にいるのかが、時々ちょっと分からなくなり、説明を受けて初めて分かるような状態である。だから、せめてエレベーターホールの床だけで

も色彩を変えるとか、それから廊下フロア全体の色彩を変えるとかすれば、お年寄りでも子供でも分かりやすいのではないかと思った。せつかくバリアフリーでもあるので、色彩計画にも配慮されるといいと思う。階段は、踏み面という部分が1段1段広くて、蹴上げという部分も1段1段が低くステップしやすくできていた。

次に、照明について、8階の調査室やいくつかの部屋で、蛍光灯が直接目に当たるようにできていたのは、非常に残念である。蛍光灯というのは、白熱灯に比べて、非常に神経を活性化させるものであり、仕事場では使わざるを得ないものだけでも、最近はなるべく、自然光に近い、白熱灯の色を出そうと心がけがなされている。その中で、対応していない部屋があり、せめてルーバーとかカバーとか間接照明にすれば、もう少し柔らかい光になり、直接目に蛍光灯が当たる心配はないと思った。特に調査室は、神経を活性化させてはいけない部屋だと思うので、静めるためには、蛍光灯が直接目に当たらないように、もう少し何か工夫したほうが良いのではないかと思う。

(説明者)

蛍光灯が問題であるということか。

(委員)

直接照明と色の問題である。今は照明の色合いもLEDなどいろいろあって、もっと白熱灯に近い光を出すものがたくさんあるので、そういうものに徐々に替えていただくといいのではないかと思う。

(委員)

平成24年の立川支部の裁判官は11人で、家事担当が7人、少年担当が4人とのことだが、家事担当のうち、調停担当と後見担当は、それぞれ何人であるか。また、平成25年の内訳も教えてほしい。

(説明者)

平成24年の7人については、人事訴訟担当が2人、調停担当が4人、残

りの1人が後見担当という形になる。

平成25年は、家事担当が8人のうち、人事訴訟担当が2人、調停担当が6人でその6人の調停担当のうち、2人が後見を担当している。

(委員)

そうすると、今年度から、後見担当が1人から2人に増えた。

(説明者)

そのとおりである。

(委員)

増えたのはどのような理由からなのか。

(説明者)

委員御承知のとおり、事件の増加が非常に大きな問題となっていて、1人よりは2人で処理したほうが効率的に進むであろうという趣旨で、2人にしている。

(委員)

これまで幾つかの日本の裁判所や支部を見たり、外国の裁判所も見ているが、最初に説明してもらったように、利用しやすいということを第一に考えられて造られたということが随所に表れていて、細かな点は、それぞれの委員から質問されたようなことを私も一部感じたことはあったが、全体としては、非常に利用者の目線というものを受け入れているなという感じがした。非常にコンパクトであるからこそ、ほとんど全部見せていただいたような気がする。

質問として、最初に、民間資金活用、PFI事業で造られたということを言われたが、国家予算の中で、普通の造り方をする場合とPFI事業で造る場合とで、財政的な支出というのはどのくらい違うのかという点を教えてもらいたい。

(説明者)

数字面での財政的な支出の違いは分からないが、P F I 事業のメリットとしては、民間のノウハウを活用するという金銭では測れない点が1つある。また、金銭の支払いという面では、建築代金を一括して支払うわけではなく、P F I 業者に一定期間定期的に支払うことになるため、実質的には分割払いとなるという点もメリットとしてあげられる。

よって、トータルで見れば、ある程度、効率的であるという評価がされるものと思われる。

## 2 次回予定

平成25年12月11日（水）午後3時30分

以 上